



## 《海外資金送金管理運用及び課税条例》の可決

海外資金送金管理運用及び課税条例(以下、本条例)は、7月3日の立法院臨時会にて可決されました。本条例の施行後、2年以内において個人が海外から資金の送金を受ける場合、及び営利事業者が海外から再投資収益の送金を受ける場合、本条例規定に基づき、特別税率の適用及び税負担の半減優遇措置の管理運用を選択することができます。施行日は行政院により定められます。関連要点は以下の通りです。

### 適用対象及び範囲:(第3条)

- 海外(中国を含む)から個人への資金の送金。
- 財政部の規定を満たす支配力又は重大な影響力を持つ海外の再投資事業から営利事業者への投資収益の送金。

### 資金送金への課税:(第4条及び第5条)

- 個人は戸籍所在地の税務当局に対し、営利事業者は登記地の税務当局に対し、本条例規定の適用を申請する。税務当局は適用対象及び範囲を満たすと審査し、送金受入銀行へマネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止関連規定を満たすか否か問い合わせた後、許可する。
- 許可後、個人の海外資金、又は営利事業者に送金された再投資収益を新しく開設した外貨預金専用口座に入金した際、送金受入銀行は税金徴収を代行する。その適用税率は本条例施行の第1年目における送金の場合8%、第2年目の送金の場合10%とする。
- 以上の課税方法は選択後、変更することは出来ない。

- 個人又は営利事業者が本条例の施行日より2年を経過した後、資金を送金した場合、本条例は適用されない。

### 資金管理運用方法:(第6条)

- 送金後、外貨預金専用口座に入金された資金は、「自由運用向け」、「金融投資向け」及び「規定産業への投資向け」の3つに分類され、それぞれ管理運用される。
- 「自由運用向け」の資金は5%を上限とする。外貨預金専用口座入金日より5年以内において、調査により、不動産又は不動産証券化条例に基づき発行された受益証券の購入に使用したことが発見された場合、税務当局は20%の税率により差額の税金を追徴する。
- 「金融投資向け」の資金は25%を上限とする。規定の信託専用口座又は証券全権委託専用口座に入金し、金融監督管理委員会に認定された範囲内での金融投資が可能である。満5年後より3年にわたって毎年三分の一ずつ口座より引き出すことができる。当該規定の年数を満たさずに引き出した場合、及び他の目的に使用する又は借入・担保の対象物とする場合、送金受入銀行は20%の税率により差額の税金徴収を代行する。
- 「規定産業への投資向け」の資金は、經濟部に投資計画を提出し、行政院の認定範囲内の産業への投資について許可を申請し、また認定された投資計画のスケジュールに基づき投資しなければならない(当該資金は、自社の生産又は営業に供する建築物の建築又は購入に用いることができ、規定年数まで保有することができる。)

または、国内のベンチャー・キャピタル又はプライベート・エクイティ・ファンドを通じた重要政策領域産業への投資について経済部に許可を申請し、毎年1月末までに前年度の投資計画の実施進捗、又は投資状況及びベンチャー・キャピタル又はプライベート・エクイティ・ファンドによる行政院認定範囲の重要政策領域産業への投資状況について、経済部へ届出なければならない。規定に基づく投資ではない、他の目的に使用する、又は経済部への届出がない場合、経済部は税務当局へ通報し、税務当局は20%の税率により差額の税金を追徴する。本項の未投資資金は、外貨預金専用口座に入金し、満5年後より3年にわたって毎年三分の一ずつ口座より引き出すことができる。当該規定の年数を満たさずに引き出した場合、及び他の目的に使用する又は借入・担保の対象物とする場合、送金受入銀行は20%の税率により差額の税金徴収を代行する。

#### 規定産業への投資向けの税負担半減優遇措置:(第7条及び第8条)

- 規定産業への直接投資手続: 外貨預金専用口座への資金入金日より1年以内に投資計画を作成し、産業への投資の許可を申請し、許可の日より2年以内に投資を完成しなければならない(2年間の延長が可能)。また、投資計画の完成日より6ヶ月以内に経済部へ完成証明の発行を申請しなければならない。
- 規定産業への間接投資手続: 外貨預金専用口座への資金入金日より1年以内に、国内のベンチャー・キャピタル又はプライベート・エクイティ・ファンドを通じた重要政策領域産業への投資について許可を申請し、その投資期間は4年に達しなければならない。また、投資事業又は基金による重要政策領域産業への投資は、一定比率に達しなければならない、投資期間満了の日より6ヶ月以内に経済部へ完成証明の発行を申請しなければならない。
- 投資手続完成後の税還付申請: 完成証明の取得日より6ヶ月以内に税務当局へ税金の50%の還付を申請する(即ち税率は4%又は5%となる)。

#### KPMGの見解

本条例の施行による影響のまとめは以下の通りです。

- 個人の中国源泉所得を主とする海外からの資金送金の場合、個人の中国源泉所得は海外所得に属さないため、基本税額の課徴ではなく、個人総合所得税が課徴され、その最高税率は40%である。よって本条例の適用により、資金送金総額を一律で課税基礎とされる不利な影響を緩和できる可能性がある。但し、資金に対する管理運用上の制限に注意する必要がある。
- 個人の中国源泉所得以外の海外からの資金送金の場合、その基本税額の課徴税率は20%である。本条例を適用した場合の税率より高くなるものの、本条例を適用した状況のもと、その資金用途が投資計画に属さない不動産購入である場合、規定の年数を満たさずに専用口座から引き出す場合、又は他の目的に使用する又は規定に基づく経済部への投資状況の届出を行わない場合、20%の税率で課税され、且つ選択後、変更することは出来ない。よって本条例による課税の適用を申請するか否か、慎重に検討しなければならない。または財政部2019年1月31日付台財税字第10704681060号通達に基づき、関連証明書類を添付し、事実に基づく認定を受ける、又は規定の利益率水準により未査定期間の所得を計算し、基本税額を課徴するか否か検討することが出来る。
- 営利事業者への海外再投資収益の送金について、本条例の管理運用制限を満たすか否かを判断することにより、規定の特別税率及び税負担の半減優遇措置の適用可否を検討することが出来る。
- 本条例は、被支配外国法人(CFC)税制とともに滞留海外資金の課税に関する問題を解決するため、世界的な租税回避防止の風潮を受け制定された過渡的な法案であり、本条例の可決はCFC制度施行条件が成熟化していることを表している。立法院は本条例を可決した際、行政院が本条例の施行期間満了後1年以内に、所得税法第43条の3(営利事業者CFC制度)及び所得基本税額条例第12条の1(個人CFC制度)の施行日を決定することを付帯決議とした。

## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

台北市信義路5段7号68F  
Tel :02 8101 6666  
Fax:02 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号  
Tel:03 579 9955  
Fax:03 563 2277

### 台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段  
201号7F  
Tel :04 2415 9168  
Fax:04 2259 0196

### 台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F  
Tel :06 211 9988  
Fax:06 229 3326

### 高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12Fの6  
Tel : 07 213 0888  
Fax: 07 271 3721

## 日本業務組主要担当者紹介

日本業務組連絡先(日本語対応可能)

### 台北事務所

Tel :02 8101 6666(代表)  
Fax:02 8101 6667

### パートナー

#### 李 宗霖

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号:02337  
E johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号:02587  
E slin1@kpmg.com.tw

#### 陳 彦富

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号:02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

#### 友野 浩司

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号:06195  
E kojitomono@kpmg.com.tw

### 記帳部門(記帳代行、個人所得税、給与計算等)

#### 蔡 文惠

#### パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号:00584  
E eileentsai@kpmg.com.tw

### 登記部門(会社設立、ビザ取得等)

#### 李 美儀

#### シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号:02340  
E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号:16991  
E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

#### 須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号:17640  
E ryosukesuma@kpmg.com.tw

### 発行責任者

KPMG 台湾

日本業務組 統括 林 琇宜

[kpmg.com/tw](http://kpmg.com/tw)

© 2019 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Taiwan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.